

新潟県立学校に勤務する職員の週休日及び勤務時間の割振り等に関する規程（平成4年7月新潟県教育長訓令第11号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から実施する。

令和3年3月30日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（<u>教育職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例</u>）</p> <p>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が<u>仕事と生活の調和を図る</u>ためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する場合のほか、職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る特定勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。</u></p> <p>4 校長は、<u>第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</u></p>	<p>（<u>育児又は介護を行う教育職員の勤務時間の特例</u>）</p> <p>第7条の2 校長は、第5条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が<u>育児又は介護を行う</u>ためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 校長は、<u>前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、校長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく教育長に報告するものとする。</u></p>

(教育職員以外の職員の仕事と生活の調和を推進するための勤務時間の特例)

第11条の2 校長は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員以外の職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が仕事と生活の調和を図るためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 校長は、第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する場合のほか、職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る特定勤務時間の割振りによる勤務をさせるものとする。

4 校長は、第1項の規定により、始業及び終業の時刻を特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

(育児又は介護を行う職員の勤務時間の特例)

第11条の2 校長は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる教育職員以外の職員が、その子（一般職員勤務時間条例第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間（以下「特定勤務時間」という。）又は特定勤務時間以外で職員が請求する時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 校長は、前2項の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、あらかじめ教育長の承認を得なければならない。

4 前項の規定にかかわらず、校長は、特定勤務時間により割振りを行う場合には、教育長の承認を得ないで、第1項及び第2項の規定による勤務時間の割振りを行うことができる。この場合において、校長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく教育長に報告するものとする。